

ご注意：下記の利用許諾契約書（以下「本契約」という。）をご確認ください。

本契約に同意できない場合、ユーザ（第1条に定義）は、本件ドキュメント（第1条に定義）を利用することはできません。本件ドキュメントをダウンロードした場合、本契約に同意したものとみなされます。また、ダウンロード以外の方法又は、再配布により本件ドキュメントを取得した場合であっても、本件ドキュメントを利用開始したことにより、本契約に同意したものとみなされます。

## 利用許諾契約書

### 第1条（定義）

- 「本件ドキュメント」とは、SCSK株式会社、株式会社電通国際情報サービス、株式会社野村総合研究所、TIS株式会社、三井情報株式会社、トレンドマイクロ株式会社、株式会社シーエーシー、株式会社ワークスアプリケーションズ及びJBCC株式会社（総称して以下「当社」という。）を提供元とする「金融機関向け『Amazon Web Services』対応 セキュリティリファレンス第1.3版」を意味します。
- 「利用」とは、本件ドキュメントの全部又は一部を複製すること（本件ドキュメントのダウンロードを含む。）、業務への適用、譲渡、貸与又は再配布すること、及び本件ドキュメントを改変し、改変した本件ドキュメントについて前記の行為を行うことを意味します。
- 「ユーザ」とは、本件ドキュメントを利用する個人又は法人を意味します。

### 第2条（本件ドキュメントの利用）

当社は、ユーザが本契約を遵守することを条件として、ユーザに対し、本件ドキュメントを利用するための非独占的権利を許諾します。

### 第3条（保証及び責任）

当社は、本件ドキュメントを現状有姿にてユーザに提供し利用許諾するものであり、本件ドキュメントに瑕疵が存しないこと、本件ドキュメントが第三者の権利を侵害していないこと、本件ドキュメントの機能がユーザの要求を満たすことを含め、明示又は黙示を問わず一切保証しません。また、本件ドキュメントの評価、業務への適用、再配布、改変、その他の処置については、ユーザがすべての責任を負うものとします。なお、ユーザが自らの責任で本件ドキュメントを第三者に対して譲渡、貸与又は再配布等する場合、ユーザは当該第三者に本契約を遵守させなければならないが、当該第三者による本契約違反が生じた場合、ユーザは当社に対してその責任を負うものとします。

### 第4条（知的財産権）

ユーザは、本件ドキュメントが当社又は当社のライセンサーの財産であり、かつその一切の知的財産権は当社又は当社のライセンサーに帰属していることを了解します。

### 第5条（契約期間）

- 本契約は、ユーザが、本件ドキュメントの利用を開始した時点で発効し、第2項又は第3項により終了されるまで有効に存続します。
- ユーザは、本件ドキュメント及びその複製物のすべてを廃棄及び消去することにより、本契約を終了させることができます。
- ユーザが本契約のいずれかの条項に違反した場合、本契約は直ちに終了します。
- ユーザは、前項によって本契約が終了した場合、速やかに、本件ドキュメント及びその複製物のすべてを廃棄又は消去するものとします。

### 第6条（損害賠償）

ユーザが本契約のいずれかの条項に違反したことにより当社に損害を与えた場合、当社はユーザに対し損害賠償を請求することができます。

### 第7条（反社会的勢力）

ユーザは、自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び従業員が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、その他当社又はユーザが適用を受ける法令等に定める者（以下「反社会的勢力」という）でないこと、及び自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び従業員が反社会的勢力を利用し又は反社会的勢力と連携しての行為若しくは活動に関与していないことを本契約への同意をもって表明保証するものとします。

### 第8条（合意管轄）

本契約は、効力、解釈および履行を含む全ての事項について、日本国法に準拠するものとし、本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。